

岡山市家族介護者慰労金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅で中重度の介護を要する高齢者を介護している者に対して、家族介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給することにより、介護者の労をねぎらい、家族の精神的、経済的な負担を軽減し、もって要介護者及びその介護者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(慰労金の支給要件等)

第2条 慰労金は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす場合に介護者に対して支給する。この場合において、同一の介護者が同時に2人以上の要介護者を介護しているときは、それぞれの要介護者の介護の実施に係る慰労金の支給を受けることができる。

- (1) 要介護者及び介護者が本市の区域内に申請日において住所を有すること（申請時に要介護者が死亡している場合は、死亡日に住所を有すること）。
- (2) 要介護者、介護者及び要介護者又は介護者と居住する親族並びにそれらの者と同一の世帯に属する者が、慰労金の支給申請日の属する年度（以下「申請年度」という。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であること。
- (3) 慰労金の支給申請日において、要介護者の年齢が満65歳以上であること。
- (4) 要介護者が5号に規定する期間の最終日が属する月の前月から起算して前1年間において市内に住所を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項の要介護状態区分が3以上であるにもかかわらず同法第40条各号に規定する介護給付を受けていないこと。ただし、当該期間中に通算して7日間以内の短期入所生活介護及び短期入所療養介護の介護給付のみを受けている場合は、この限りでない。
- (5) 慰労金の申請年度において、介護者が要介護状態区分3以上の要介護者であつて医療機関、社会福祉施設又は介護保険施設に入院又は入所していないものと同居し、通算して6月以上介護していること（1月に満たない端数が生じたときは、30日をもって1月とする。）。

- (6) 介護者が要介護者を介護することにより報酬その他の対価を受けていないこと。
- (7) 同一の要介護者を介護している者が2人以上いる場合にあっては、介護者は、そのうちの主として介護している者であること。

(慰労金の支給制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、介護者が次の各号のいずれかに該当するときは、慰労金は支給しない。

- (1) 他の公的制度により慰労金に相当する給付を現に受けているとき
- (2) 介護者が要介護者を虐待しているとき

(慰労金の額等)

第4条 慰労金の額は、要介護者1人につき年額10万円とする。

2 慰労金は、口座振替の方法により支給する。

(申請手続等)

第5条 慰労金の支給を受けようとする介護者（以下「申請者」という。）は、申請年度の末日までに介護者慰労金支給申請書（高齢者用）（様式第1号）及び（様式第2号）（以下「支給申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、介護者又は要介護者が住民登録地と異なる場所に居住しているときは、当該支給申請書に居住地を担当する民生委員の証明を受けるものとする。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査して慰労金の支給の可否を決定し、その結果を介護者慰労金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支給要件の調査)

第7条 市長は、慰労金の支給を決定するため必要があるときは、支給要件の認定に必要な限度において、要介護者の身体状況、介護者の介護状況等について実地に調査するとともに、申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

- 2 申請者は、前項の規定による調査等を正当な理由なく拒んではならない。
- 3 市長は、申請者が前項の規定に違反して調査等を拒んだことにより、支給要件の認定が困難と認めるときは、慰労金の不支給決定を行うものとする。

(慰労金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により慰労金の支給を受けた者があるときは、慰労金の支給を取り消し、既に支給した慰労金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により慰労金を返還させるとときは、介護者慰労金返還命令書（様式第4号）により当該慰労金の支給を受けた者に通知するものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第9条 慰労金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第3号（6条関係）

年　　月　　日

様

岡山市長　印

介護者慰労金支給（不支給）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった介護者慰労金の支給について、
次のとおり決定したので通知します。

要介護者	氏名	
	住所	岡山市
支給対象年度	年度分	
決定内容	1 支給	2 不支給
支給決定金額		
支払金融機関	金融機関	
	口座番号	
	口座名義人	
支払予定期	年　　月　　日頃	
不支給の場合 その理由		
備考		

様式第4号（第8条関係）

年　月　日

介護者慰労金返還命令書

様

岡山市長　印

岡山市家族介護者慰労金支給要綱の規定により介護者慰労金を支給しましたが、同要綱第9条の規定に基づき、次のとおり介護者慰労金の返還を命じます。

返還義務者 (受給者)	住 所		
	氏 名		
要介護者	住 所		
	氏 名		
返還額	年度分		金額 円
返還理由			
返還期限	年 月 日		
返還方法	同封の納入通知書により、金融機関にお支払い下さい。		
備考			